平成 23 年 11 月 15 日

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第７条第１項に規定する説明書類

第１
内閣府令第６条第１項第１号に規定する金融円滑化法第４条及び第５条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

金融円滑化法に基づく措置の実施に関する方針として、「地域金融円滑化のための基本方針」を定め、地域のお客様への安定した資金供給は、当金庫の最も重要な社会的使命であると認識しております、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱いている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでおります。

また、複数の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等のお申込みがあった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要性が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と緊密な連携を図りながら金融の円滑化に努めております。

第２
内閣府令第６条第１項第２号に規定する金融円滑化法第４条及び第５条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

金融円滑化管理に係る最高意思決定機関を理事会と定めております。

営業店においては、お客様から条件変更等の申込みを受けましたら、すべての案件についてお客様毎に「貸付条件の変更等管理シート」を作成し、店内において情報の共有化を図るとともに、実施状況を融資部へ報告しております。

融資部は、営業店からの報告を受け、適切な対応が行われているかを検証するとともに実施状況を集計し、金融円滑化管理責任者に報告しております。

金融円滑化管理責任者は、上記実施状況を常務会に報告し、金庫全体で把握する体制をとっております。

第３
内閣府令第６条第１項第３号に規定する金融円滑化法第４条及び第５条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

金融円滑化に関するお客様からの苦情相談の受付につきましては、営業店のみならず本部においても、業務部業務課に相談窓口を設置し、本部関係部署間並びに本部営業店間の連携を密にして迅速に対応しております。

第４
内閣府令第６条第１項第４号に規定する金融円滑化法第４条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

条件変更等を実行したお客様に対して、経営改善計画の進捗状況等経営状況を継続的に把握していく体制をとっております。

第５・第６
金融円滑化法第４条及び第５条に基づく措置の実施状況

第5 法第4条に基づく措置の実施状況
(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
[債務者が中小企業者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額	50	605	1,162	1,373	1,500	2,111	2,529	2,715		
うち、実行に係る貸付債権の額	2	454	1,030	1,354	1,452	1,907	2,413	2,655		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	47	149	128	15	30	185	99	25		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	1	1	16	16	16	34		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	0	48	391	600	650	723	930	1,111		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0		

第5　法第4条に基づく措置の実施状況
(別表2)　貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数	8	25	59	76	97	119	149	164		
うち、実行に係る貸付債権の数	1	16	52	73	88	104	138	156		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	7	9	6	2	5	11	7	3		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	1	1	4	4	4	5		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	0	9	33	48	59	70	90	103		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0		

第6　法第5条に基づく措置の実施状況
(別表5)　貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額	3	23	31	45	48	48	48	48		
うち、実行に係る貸付債権の額	3	3	31	45	45	48	48	48		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	0	20	0	0	2	0	0	0		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0		

第6　法第5条に基づく措置の実施状況
(別表6)　貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数	1	2	3	5	6	6	6	6		
うち、実行に係る貸付債権の数	1	1	3	5	5	6	6	6		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	0	1	0	0	1	0	0	0		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0		